

次の世代のために・・・

“子どもや孫たちが帰ってくるまちづくり”を目指して
栃木県議会議員

さいとう淳一郎街頭演説レター

第 30 号

発行日 平成 27 年 11 月 20 日

発行者 栃木県議会議員

さいとう淳一郎

〒329-2136 矢板市東町 3006-3

日本農業の抜本的改革に向けて

去る 10 月 5 日、貿易の自由化を進めるために関税や非関税障壁を原則として撤廃する T P P、環太平洋パートナーシップ協定の交渉が大筋合意に達しました。この T P P の大筋合意によって、農業を基幹産業とする栃木県では、関税引下げによる影響が懸念されております。

安倍総理は、今回の大筋合意について、国会決議したコメ、麦、乳製品、牛・豚肉、甘味資源作物の、いわゆる“重要 5 品目”については守ることができたと強調しておりますが、J A 全中の奥野長衛会長は、今月発売の文芸春秋において、国会決議は守られなかったと考える人が多いというのが J A 組合員の実情で、またどう見積もっても、日本農業は何千億円では済まない規模の影響が出ると危惧しております。

いずれにいたしましても、私は今回の T P P 交渉の大筋合意によりまして、日本農業を抜本的に改革するタイミングが到来していることだけは、間違いないと考えております。

私は、日本農業の改革の方向性は、大きく分けて三つあると考えています。

一つは、農用地の利用集積や経営規模の拡大といったスケールメリット、規模の利益を追求するという方向性でございます。

このことにつきましては、例えば J A グループは、集落ごとに 20ha から 30ha 規模の担い手経営体を育成する「一集落一経営体」構想を提案しております。

私はこうした取組を、地元の J A しおのやが平成 24 年 7 月に設立した「株式会社グリーンさくら」などを含む多様な担い手で下支えしていくことが必要と考えております。

そしてもう一つは、スケールメリット、規模の利益を追求するという方向性とは一線を画しておりますが、「地域で生産されたものを、地域で消費する」という「地産地消」の取組を徹底し、地に足のついた農産物の生産・供給体制を確立するということでございます。

栃木県におきましては現在、「とちぎ地産地消推進方針」の 4 期計画の計画づくりが進められておりますが、私はこうした取組を、食育や農商工連携といった他の事業ともしっかりと連携させていきながら、消費者の方だけではなく、生産者の方の中からも、この「地産地消」の恩恵に与ることができる県民を一人でも増やしていきたいと考えております。

そして最後の方向性は、農産物の輸出促進についてでございます。T P P の締結によりまして、我が国には外国産の価格の安い農産物が大量に流入してくる環境が整備されます。しかしその一方で、安全安心で高品質な日本産農産物にも、輸出促進、海外販路拡大のチャンスが到来いたします。

ジェットロは本年 4 月から宇都宮市内に、国内事務所であるジェットロ栃木、栃木貿易情報センターを設置しておりますが、私はこうした経験を生かして、本県産農産物や農産加工食品の輸出促進のお役に立っていききたいと考えております。

